

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課

案件名	「第2次藤枝市DV防止基本計画」(案)
-----	---------------------

「第2次藤枝市DV防止基本計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。
提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4人
(2) 提出された意見の数	8件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	4件
(2) 既に盛り込み済みの意見	4件
(3) 今後の参考とする意見	0件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他(質問含む)	0件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	相談窓口の周知・啓発は必要であるが、相談窓口を知っていても相談しない(できない)被害者に対して、被害者が相談しやすい環境作りとしてメール相談を取り入れることも検討してはどうか。匿名での相談になる可能性は高いと思われるが、若い世代の被害者にとって相談窓口になると考える。	<p>現在もHPからの問合せとしてメールでの相談を受けていますが、SNSやメール等での相談対応は若者にとって相談しやすい環境となり早期支援に繋がるため、相談につなげるきっかけとして、メールによる相談対応を計画に記載し周知も含めて検討していきます。</p> <p>記</p> <p>P10重点施策1「相談体制と機能の充実」の具体的な取り組みに追加します。</p> <p>●メール相談への対応 DV被害者が安心して情報や支援が受けられるようメール等による相談に対応します。</p>	(1) 反映した意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
2	<p>男性のDV被害者であっても相談しやすい体制を示すことで、男性被害者も相談しやすくなる。女性のDV被害者対応とは多少異なると思う。</p> <p>男性相談への具体的な対応策を示したらどうか。</p>	<p>DV被害者は、男性も女性も同様の支援を行いますので、男性相談の具体的な対応策として、下記のとおり修正します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>P10重点施策1「相談体制と機能の充実」の具体的な取り組みを修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性相談への対応 <p>DV被害者を含む男性の相談に対しても、相談者の置かれている状況を的確に把握し、状況に応じた適切な支援を行います。</p> <p>⇒DV被害者を含む男性の相談に対しても、女性相談と同様に相談者の…</p> <p>P14重点施策1「生活再建に向けた支援」の具体的な取り組みを修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等の生活支援策の活用 <p>⇒母子・父子家庭等の生活支援策の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携した就労支援の強化 <p>静岡県母子家庭等就業… ⇒静岡県母子・父子家庭等就業… 母子家庭等自立支援給付金… ⇒母子・父子家庭自立支援給付金…</p> <p>P22～「2支援施策一覧」を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センター事業 <p>母子家庭の母等に対して… ⇒母子・父子家庭等就業… 母子・父子家庭の父母等に対して…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等自立支援給付金 <p>母子家庭の母等が… ⇒母子・父子家庭自立支援給付金 母子・父子家庭の父母が…</p>	<p>(1) 反映した意見</p>
3	<p>男性のDV被害者であっても相談しやすい体制を示すことで、男性被害者も相談しやすくなる。女性のDV被害者対応とは多少異なると思う。</p> <p>男性相談から支援へのフローを簡単に示したらどうか。</p>	<p>DV被害者は、男性も女性も同様の支援を図るため、計画に記載してありますフロー（P18DV被害者への支援体制フロー図）に沿った相談・支援体制を構築していきます。</p>	<p>(2) 既に盛り込み済みの意見</p>
4	<p>関係課の職員がDV被害者の安全と自立に向けた切れ目のない支援体制をはかるため、DVの正しい理解と防止の意識付けとDV被害者の背景を理解していくための取り組みをして欲しい。</p>	<p>被害者の自立に向けた切れ目のない支援及び2次被害防止に伴い関係機関が共通した認識と資質向上を図るため、関係職員等への研修を実施すると共に、対応マニュアルを通じたDV被害者・加害者の対応を徹底します。</p>	<p>(2) 既に盛り込み済みの意見</p>

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
5	DVを受けた人が自立を目指す時に、住居の確保が最優先になるが連帯保証人についての同意が苦勞します。公営住宅も含めて住居に関する施策の充実をお願いしたい。	<p>静岡県の施策を活用し住居に関する支援を行います。</p> <p>記 P14重点施策1「生活再建に向けた支援」の具体的な取り組みに追加します。</p> <p>●住居確保の支援 DV被害者の住まいを確保するため、静岡県女性相談センター等と連携し公的な連帯保証人制度等を活用した支援をします。</p> <p>参考資料P22～「2支援施策一覧」に追加します。</p> <p>●施設入所児童等自立促進事業 静岡県女性相談センター所長等が就職やアパート入居の際の連帯保証人となり、万が一損害補償が必要となった場合に損失補てんを行う。</p> <p>●県営住宅への優先入居 DV被害者が県営住宅へ入居募集に申し込んだ場合、優先入居の取扱いを行う。</p>	(1) 反映した意見
6	用語説明に、面前DVや犯罪被害者給付金等を入れた方がよいのではないですか？	<p>参考資料P26～「3用語の解説」を見直し必要なものを追加します。</p> <p>追加：面前DV、ピア・サポート ※犯罪被害者等給付金については、参考資料P22～「2支援施策一覧」に記載</p>	(1) 反映した意見
7	基本理念が市民に広く周知されるためには、教育や啓発が重要である。DVが親密な関係の中で起こる暴力・犯罪であること、DVが人権侵害であり社会全体の問題であることを多くの人に理解してもらい『暴力を許さない』という意識を持っていただくための啓発とDV被害者が一人で苦しむことのないよう相談窓口を周知し、藤枝市が誰も安心して暮せるまちになることを心から願います。	<p>DVは重大な人権侵害であり決して許されることなく、本市においてもDV防止に向けた取り組みは重要であると考えております。本計画では更に市民への周知・啓発、若年層への教育等に努め、DVに対する市民の関心を高めると共に、相談窓口を広く市民に周知し気軽に相談できる体制を図り、市民が安心して暮せるまちを目指しています。</p>	(2) 既に盛り込み済みの意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
8	DVは身体以外にも様々な暴力（経済的、精神的、社会的）がある。また、面前DV（心理的虐待）は子どもの心身へダメージを与え将来的に世代間連鎖といった悪影響を及ぼします。DV深刻な問題であり子どもが健全に成長できるようDVの認識や影響など市民への徹底的な周知をお願いしたい。	DVは重大な人権侵害であり決して許されることなく、本市においてもDV防止に向けた取り組みは重要であると考えております。本計画では市民へのDVの認識や世代間連鎖の防止、子どもへの影響などDVに関する周知・啓発を実施し、DVのないまちを目指しています。	(2) 既に盛り込み済みの意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「第2次藤枝市DV防止基本計画」（案）
----	---------------------

意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・市民活動団体支援課・岡部支所・文化センター・各地区交流センター
--------	---

担当課	藤枝市 健康福祉部 子ども家庭課 家庭児童相談係（担当者 増田） 電話 : 054-643-7227 （内線4155） 電子メール : kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp
-----	--